

青森県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則案についての意見募集

青森県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づき規制区域を指定し、令和8年4月1日より規制開始を予定しています。

それに伴い、盛土規制法に係る事務処理を円滑に行うための施行細則案を作成したので、この案について、県民の皆さんの御意見を下記のとおり募集します。

なお、盛土規制法の概要については、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/moridokiseihou.html>）をご覧ください。

1. 意見募集期間

令和8年3月4日（水曜日）から令和8年3月15日（日曜日）まで

2. 案の概要

盛土規制法に係る事務処理を円滑に行うために必要な書類や、立入調査時等の身分証明書などについて規定したものです。

（意見募集の公表）

県のホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/koho/iken.html>）に掲載するほか、県都市計画課、県政情報センター、県の合同庁舎地域住民情報センターで御覧いただけます。

郵送を希望する方は、返信用郵便切手（140円）を同封してお申し込みください。

3. 意見提出の際の留意事項

（1）提出に当たって使用する言語は、日本語とします。

（2）提出方法は、郵便、FAX又は電子メールによるものとします。

（3）意見提出に当たっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

（4）提出先は次のとおりです。

（郵便） 〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県県土整備部都市計画課
パブリック・コメント担当 宛

（FAX） 017-734-9871

（電子メール） morido@pref.aomori.lg.jp

4. 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する県の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開に当たっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することがあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが県の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。

担当	青森県県土整備部都市計画課
電子メール	kota_nei@pref.aomori.lg.jp
電話	017-734-9871
FAX	017-734-8196